

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9222）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	長期優良住宅建築等計画の認定計画実施者に対する改善命令
概要	<p>長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造及び設備について講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進することを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行されています。本市では、法律に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ居住環境の維持・向上への配慮や一定の住戸面積を有する住宅の「長期優良住宅建築等計画」の審査を行います。</p> <p>当該住宅を建築・維持保全しようとする者は「長期優良住宅建築等計画」又は「長期優良住宅維持保全計画」を提出し、基準に適合すると認められるときは、市長が計画の認定を行います。</p> <p>市長は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることが出来ます。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第13条 大阪市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱 第14条 http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000200758.html</p>
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> 認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000036681.html
備考	